

女性差別撤廃条約の完全実施 同条約選択議定書 批准に向けて

国連ウィメン日本協会理事長
橋本ヒロ子

国民の人権意識向上のための研修・教育の必要性

→国内人権機構の設置、包括的差別禁止法制定

- ➡ 第9回報告（女子差別撤廃委員会からの事前質問票への回答）
- ➡ 事前質問： 政府、省庁、国会議員及び裁判官に対して本条約及び委員会の一般勧告を周知するために、締約国が実施した研修、能力開発及び啓発プログラムにつき報告されたい。かかる研修の影響評価が行われたか否かについて、示されたい。

➡ 日本政府回答

第7回、8回の委員会の最終見解を衆議院及び参議院に対して情報提供している。裁判官に対しては、司法研修所が、毎年、新しい職務またはポストに就く際の研修の中で、本条約を始めとするジェンダー平等への意識を高める講演を行っているものと承知している。



日本政府に対する提案

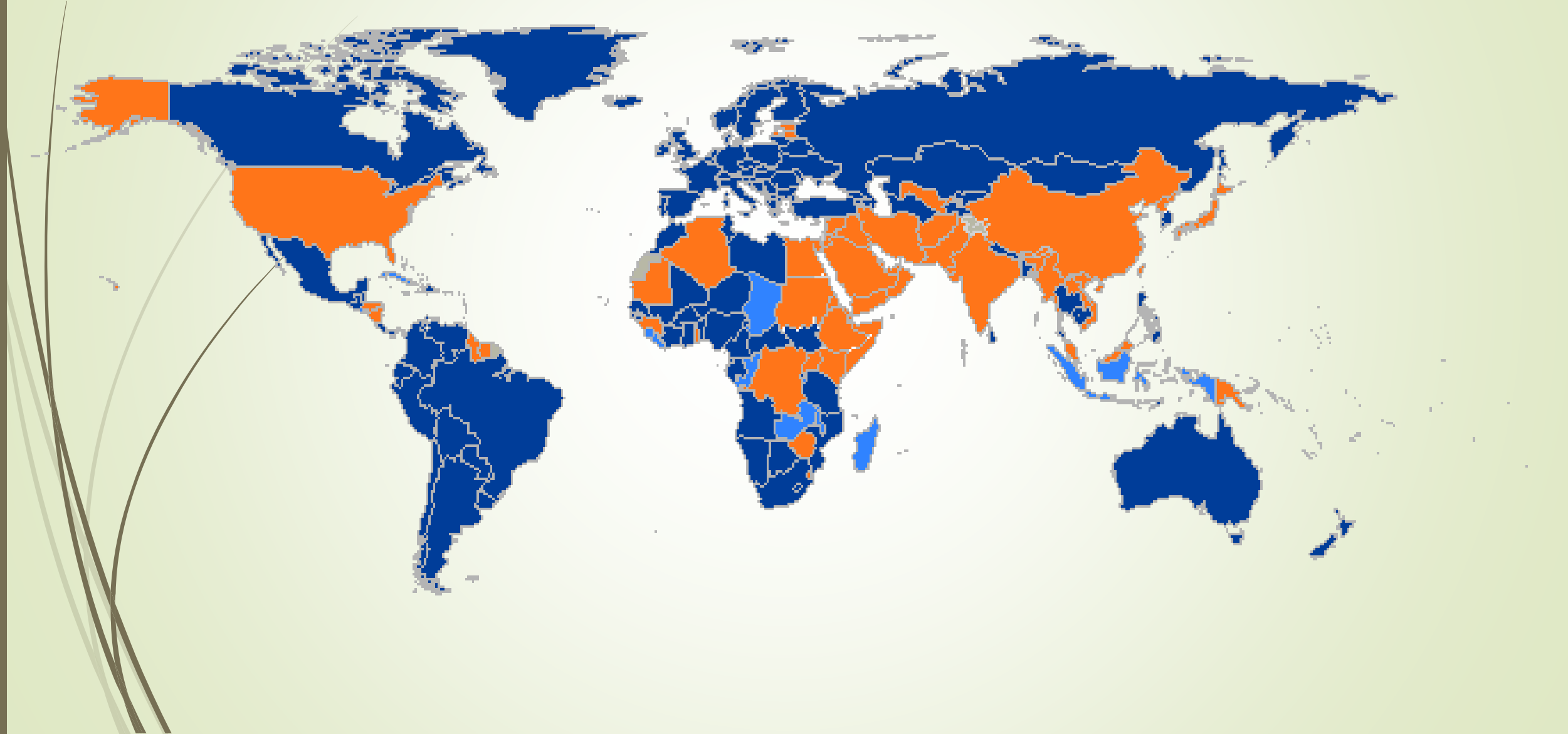
- 司法研修所の研修であるため、単に講演にとどまらず、演習が必要ではないか？
- また、新規採用国家公務員、地方公務員に対する研修、教員研修、さらに学校教育における女性差別撤廃条約、人権条約、子どもの権利条約、障がい者の権利条約など人権関係の国際条約の講義と演習が必要である。



日本における女性差別撤廃条約の実施に関して、日本政府におけるジェンダー主流化推進部局である男女共同参画局への提案

- 女性差別撤廃条約の日本政府の条約の実施が極めて不十分であるため、実施を評価する体制の強化
- さらに、女性差別撤廃条約選択議定書を批准し、包括的差別禁止法を制定するための世論を作る

CEDAW選択議定書の批准状況



アジア太平洋地域におけるCEDAW選択議定書批准国 14か国（ESCAP地域内加盟国数 49か国）約30%

オーストラリア

バングラデシュ

カンボジア

クック諸島（ESCAP
准加盟国）

モルディヴ

モンゴル

ネパール

ニュージーランド

フィリピン

韓国

ソロモン諸島

スリランカ

タイ

バヌアツ

署名 インドネシア

CEDAW未批准国 ニウエ、ト
ンガ（域外加盟国・USA）

日本における課題 政府の対応

- 令和6年男女共同参画白書
- 第5次男女共同参画基本計画(2020年12月)

共に「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣に検討を進めている。【外務省、関係府省】」

女子差別撤廃条約実施状況第9回報告（女子差別撤廃委員会からの事前質問票への回答）（仮訳）

- 本条約選択議定書が定める個人通報制度については、本条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識している。第5次基本計画は、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、**早期締結について真剣な検討**を進める。」と定めている。個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や、同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識している。「個人通報制度関係省庁研究会」において、人権諸条約に基づき設置された委員会に対する個人からの通報事例を可能な限り収集し、同委員会の対応について研究を行っている。2019年4月と2020年8月、最近では、2023年12月に同研究会を開催したそうである。引き続き、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、制度の受入れの是非につき、真剣に検討を進めていく。

日本の課題：国会における女性差別撤廃条約選択議定書批准決議採択のために

- ・本来 国会におけるジェンダー平等委員会の設立
- ・当面 CEDAW選択議定書批准のための超党派グループの発足？